

令和 2 年（ 2 0 2 0 年 ）

4 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会

議 案 書

令和 2 年 4 月 1 5 日

令和2年(2020年)4月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第61号	那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージんじゅう課	1
議案第62号	那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	3
議案第63号	令和2年度那覇市一般会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第64号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例等の一部を改正する条例制定)	総務委員会	企画財務部 納税課	7
議案第65号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	33
報告第14号	専決処分の報告について(車両事故)	教育福祉委員会	福祉部 チャージんじゅう課	37
報告第15号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	39
報告第16号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	41
報告第17号	専決処分の報告について(汀良市営住宅における漏水事故:区分管理施設所有者)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	43
報告第18号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	45
報告第19号	専決処分の報告について(那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定)	都市建設環境委員会	上下水道部 企画経営課	47

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税率引上げを踏まえた「介護保険法施行令」の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化のため、那覇市介護保険条例第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する第 1 号被保険者の介護保険料の減額に係る同条第 2 項の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 [略] 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>31,752円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>52,920円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>61,380円</u>	(保険料率) 第6条 [略] 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>25,404円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>42,336円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>59,268円</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

国民健康保険に係る被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその感染が疑われ、労務に服することができない場合について傷病手当金を支給することに關し所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定については、公布の日から施行する。	付 則 <u>(施行期日)</u> <u>第1条</u> この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定については、公布の日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> <u>第2条</u> 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項の給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項の賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金(国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。)を支給する。 <u>2</u> 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があ

	るときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項の標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第3条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> 第4条 <u>前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u>
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第2条から第4条までの規定は、付則第2条第2項の傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市税条例等の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに
に伴い、那覇市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、令和 2 年 4 月 1 日
施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、
その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

那覇市長 城間 幹子

件名 那覇市税条例等の一部を改正する条例

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) [略] <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4) [略]</u> 2～5 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条に	(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の2 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) [略]</u> 2～5 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」とい

において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

2～5 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6

う。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) [略]

2～5 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 [略]

2～8 [略]

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6

項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 [略]

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当

項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 [略]

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当

該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 〔略〕

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2

該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 〔略〕

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2

第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 [略]

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 [略]

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

<u>3</u> 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>4</u> [略] <u>5</u> 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>6</u> 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>7</u> 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>8</u> 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>9</u> 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>10</u> 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>11</u> 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>12</u> 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>13</u> 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>14</u> 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>15</u> 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>16</u> 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	<u>2</u> 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>3</u> [略] <u>4</u> 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>5</u> 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>6</u> 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>7</u> 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>8</u> 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>9</u> 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>10</u> 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>11</u> 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>12</u> 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>13</u> 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>14</u> 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
--	--

17 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 18 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 20 <u>法附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 21 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 22 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。 23 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 24 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 25 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 26 [略] (土地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第7条 [略] (<u>平成31年度又は平成32年度</u>における土地の価格の特例) 第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、	15 <u>法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 16 <u>法附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 17 <u>法附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 20 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 21 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 22 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 23 [略] (土地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第7条 [略] (<u>令和元年度又は令和2年度</u>における土地の価格の特例) 第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、
---	--

平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に
係る平成30年度から平成32年度までの各
年度分の宅地等調整固定資産税額は、当
該宅地等調整固定資産税額が、当該商業
地等に係る当該年度分の固定資産税の課
税標準となるべき価格に10分の6を乗じ
て得た額(当該商業地等が当該年度分の
固定資産税について法第349条の3又は法
附則第15条から第15条の3までの規定の
適用を受ける商業地等であるときは、当
該額にこれらの規定に定める率を乗じて
得た額)を当該商業地等に係る当該年度
分の固定資産税の課税標準となるべき額
とした場合における固定資産税額を超え
る場合には、同項の規定にかかわらず、
当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に
係る平成30年度から平成32年度までの各
年度分の宅地等調整固定資産税額は、当
該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等
に係る当該年度分の固定資産税の課税標
準となるべき価格に10分の2を乗じて得
た額(当該宅地等が当該年度分の固定資
産税について法第349条の3又は法附則第
15条から第15条の3までの規定の適用を
受ける宅地等であるときは、当該額にこ
れらの規定に定める率を乗じて得た額)
を当該宅地等に係る当該年度分の固定資
産税の課税標準となるべき額とした場合
における固定資産税額に満たない場合に
は、同項の規定にかかわらず、当該固定
資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年
度の負担水準が0.6以上0.7以下のもの
に係る平成30年度から平成32年度までの各
年度分の固定資産税の額は、第1項の規定
にかかわらず、当該商業地等の当該年度
分の固定資産税に係る前年度分の固定資
産税の課税標準額(当該商業地等が当該
年度分の固定資産税について法第349条
の3又は法附則第15条から第15条の3まで

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に
係る平成30年度から令和2年度までの各
年度分の宅地等調整固定資産税額は、当
該宅地等調整固定資産税額が、当該商業
地等に係る当該年度分の固定資産税の課
税標準となるべき価格に10分の6を乗じ
て得た額(当該商業地等が当該年度分の
固定資産税について法第349条の3又は附
則第15条から第15条の3までの規定の適
用を受ける商業地等であるときは、当該
額にこれらの規定に定める率を乗じて得
た額)を当該商業地等に係る当該年度分
の固定資産税の課税標準となるべき額と
した場合における固定資産税額を超える
場合には、同項の規定にかかわらず、当
該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に
係る平成30年度から令和2年度までの各
年度分の宅地等調整固定資産税額は、当
該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等
に係る当該年度分の固定資産税の課税標
準となるべき価格に10分の2を乗じて得
た額(当該宅地等が当該年度分の固定資
産税について法第349条の3又は附則第15
条から第15条の3までの規定の適用を受
ける宅地等であるときは、当該額にこれ
らの規定に定める率を乗じて得た額)を
当該宅地等に係る当該年度分の固定資産
税の課税標準となるべき額とした場合に
おける固定資産税額に満たない場合に
は、同項の規定にかかわらず、当該固定
資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年
度の負担水準が0.6以上0.7以下のもの
に係る平成30年度から令和2年度までの各
年度分の固定資産税の額は、第1項の規定
にかかわらず、当該商業地等の当該年度
分の固定資産税に係る前年度分の固定資
産税の課税標準額(当該商業地等が当該
年度分の固定資産税について法第349条
の3又は附則第15条から第15条の3までの

の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える

規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合に

場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項

は、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に

に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第17条 [略]

- 2 法附則第56条第11項の規定の適用を受

規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第17条 [略]

- 2 [略]

けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)

(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)

(4)～(6) [略]

3 [略]

4 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)

(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又

(1) [略]

(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)

(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)

(4)～(6) [略]

3 [略]

4 [略]

(1) [略]

(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号に掲げる事項)

(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又

は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の2第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項) (4)～(6) [略] (個人の市民税の税率の特例) 第18条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。	は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項) (4)～(6) [略] (個人の市民税の税率の特例) 第18条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。
---	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成31年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (市民税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する	付 則 (市民税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置) 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する

る部分は、 <u>平成31年度分の軽自動車税</u> について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	る部分は、 <u>令和元年度分の軽自動車税</u> について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市税条例の一部を改正する条例(令和元年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。 [第24条の改正規定 別記] 付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) [略] (3) <u>第2条中那覇市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日</u> (4) <u>第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及び付則第5条の規定 令和3年4月1日 <u>第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、<u>令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u>	第2条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。 付 則 (施行期日) 第1条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>削除</u> (4) 第2条及び付則第5条の規定 令和3年4月1日 <u>第3条 削除</u>
備考 1 第24条の改正規定に係る改正については、下線の有無にかかわらず、改正前の欄中の第24条の改正規定の表示に対応する改正後の欄中の第24条の改正規定の表示がない場合は、当該改正前の欄中の第24条の改正規定を削る。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第24条の改正規定]

(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第24条 次の各号のいずれかに該当する者	第24条 [略]

に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) [略] (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)	(1) [略] (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)
2 [略]	2 [略]

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 [略] 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、那覇市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)～(2) [略] (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日 日まで 1,000本につき4,000円 3～12 [略] 13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡し	付 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日 日まで 1,000本につき4,000円 3～12 [略] 13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡し

たものとみなされる紙巻たばこ3級品の
本数とし、当該市たばこ税の税率は、1、
000本につき1,692円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の
規定により市たばこ税を課する場合につ
いて準用する。この場合において、次の
表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ
る字句に読み替えるものとする。

第5項	[略]	
	平成28年 5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年 9月30日	平成32年3月31日
[略]		

たものとみなされる紙巻たばこ3級品の
本数とし、当該市たばこ税の税率は、1、
000本につき1,692円とする。

- 14 [略]

第5項	[略]	
	平成28年 5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年 9月30日	令和2年3月31日
[略]		

備考 本則第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成29年那覇市条例第24号)の一部を次の
ように改正する。

改正前	改正後
付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、<u>平成31年10月1日</u>から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) [略] (市民税に関する経過措置) 第2条 第1条の規定による改正後の那覇市 税条例(以下「新条例」という。)第34条 の4の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に開 始する事業年度分の法人の市民税及び同 日以後に開始する連結事業年度分の法人 の市民税について適用し、同日前に開始 した事業年度分の法人の市民税及び同日 前に開始した連結事業年度分の法人の市 民税については、なお従前の例による。 2 前条第2号に掲げる規定による新条例の 規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平 成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税に	付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、<u>令和元年10月1日</u>から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) [略] (市民税に関する経過措置) 第2条 第1条の規定による改正後の那覇市 税条例(以下「新条例」という。)第34条 の4の規定は、<u>令和元年10月1日</u>以後に開 始する事業年度分の法人の市民税及び同 日以後に開始する連結事業年度分の法人 の市民税について適用し、同日前に開始 した事業年度分の法人の市民税及び同日 前に開始した連結事業年度分の法人の市 民税については、なお従前の例による。 2 前条第2号に掲げる規定による新条例の 規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令 和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税に

ついて適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成31年10月1日</u>以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3 第4条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。	ついて適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>令和元年10月1日</u>以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3 第4条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。
--	---

備考 本則第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

第6条 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) [略] (4) 第2条中那覇市税条例第94条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u> (5) 第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u>	付 則 (施行期日) 第1条 [略] (1)～(3) [略] (4) 第2条中那覇市税条例第94条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u> (5) 第1条中那覇市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和元年4月1日</u>

(6) 第3条並びに付則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u> (7) 第1条中那覇市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例付則第1条の5の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u> (8) 第4条並びに付則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> (10) [略] (市民税に関する経過措置) 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 [略] (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置) 第7条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 (手持品課税に係る市たばこ税) 第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者	(6) 第3条並びに付則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u> (7) 第1条中那覇市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例付則第1条の5の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u> (8) 第4条並びに付則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (10) [略] (市民税に関する経過措置) 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 [略] (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置) 第7条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 (手持品課税に係る市たばこ税) 第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者
---	--

がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の那覇市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の那覇市税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。

の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課さ

この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課さ

れた、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	れた、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。
備考 本則第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、令和 2 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

那覇市長 城間 幹子

件名 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 [略] 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)の合算額とする。 (1) [略]	(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 [略] 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。 (1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 24 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 糸満市阿波根在住 |
| | 賠 償 額 | 125,628 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月15日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 7 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 名護市大東在住
賠 償 額 390,288 円

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 7 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市仲井間在住
賠 償 額 1, 123, 436 円

専決処分の報告について
(汀良市営住宅における漏水事故：区分管理施設所有者)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 23 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 汀良市営住宅における漏水事故（区分管理施設所有者）

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 区分管理施設所有者（那覇市在 法人）

賠 償 額 649,000 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 6 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（若狭市営住宅 4 号棟耐震改修工事）
(令和元年 9 月 25 日同意)

工 事 名 若狭市営住宅 4 号棟耐震改修工事

契約の相手方

受注者 所在地 沖縄県那覇市具志 1 丁目 12 番 3 号
商 号 株式会社 平川建設
代表者 代表取締役 平川 哲也

- 2 変更する事項 請負代金額

既決金額 1 5 3, 6 1 5, 0 0 0 円

変更金額 1 5 4, 3 1 7, 9 0 0 円

専決処分の報告について
(那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月19日

那覇市長 城間 幹子

件名 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(1972年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

